

役員報酬等支給基準

(目的)

第 1 条 この役員報酬等支給基準は、社会福祉法人同心会の定款第 21 条で定める「評議員会において別に定める報酬等の支給基準」に基づき、理事、業務執行理事、監事及び顧問（以下「役員」という。）に関する報酬の支給基準を定めることを目的とする。

(役員勤務形態)

第 2 条 役員勤務は、非常勤（施設長を除く。）とする。

- 2 理事長は、同心会決裁規程に基づく業務・事務処理のために、必要に応じて出務するものとする。
- 3 理事長は、理事会の招集の他、必要に応じて理事、業務執行理事、監事及び顧問を招集することができる。

(報酬等の総額)

第 3 条 社会福祉法人同心会の役員に支給できる各年度の報酬等の総額は、150万円以内とする。

(役員報酬)

第 4 条 役員報酬は、次のとおりの年額を支給する。ただし、役員として選任した年度、又は任期満了となった年度の支給は、就任期間を 12ヶ月の按分で求めた額とする。

(1) 理事長		180,000円
(2) 業務執行理事	1人当たり	120,000円
(3) 理事	1人当たり	60,000円
(4) 監事	1人当たり	60,000円
(5) 顧問	1人当たり	30,000円

2 前項の報酬は、毎会計年度ごとの年度末の3月に支給するものとし、支給方法は、役員等の預金口座に振り込むものとする。

3 施設長は、役員報酬を適用しない。

(退職慰労金)

第 5 条 役員が退職したときは、退職慰労金を理事会の決議によって、支給することができる。

2 施設長は、退職慰労金を適用しない。

(その他)

第6条 この役員の報酬等支給基準に定めのない事項で、必要がある場合は、理事会が別に定め、評議員会の議決を得るものとする。